

中小企業CO₂削減対策見える化支援業務委託 公募プロポーザル実施要領

令和3年4月2日

1 目的

大規模事業所のうち中小企業のCO₂削減対策について、同業種かつ同規模内における事業所の立ち位置を「見える化」、同業他社のCO₂削減対策の状況と比較することで、自社の大規模事業所における対策の進捗度を把握し、中小企業が設置する大規模事業所のCO₂削減の底上げを図る。また、見える化を通じて判明したCO₂削減に優れた事業所を顕彰する。

そこで、この見える化にあたっての事業者支援及び優良事例の抽出に係る県の業務の支援を委託するものである。

については、公募プロポーザル方式にて委託先を決定するため、参加者を募集する。

2 委託業務の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 委託業務名 | 中小企業CO ₂ 削減対策見える化支援業務 |
| (2) 実施主体 | 埼玉県 |
| (3) 履行期限 | 令和4年3月25日（金） |
| (4) 委託業務内容 | 別添「中小企業CO ₂ 削減対策見える化支援業務委託仕様書」のとおり。 |
| (5) 委託予定額 | 7,495,400円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。 |

3 スケジュール

- | | |
|---------------|------------------------------|
| (1) 公告日 | 令和3年4月 2日（金） |
| (2) 質問事項の受付期間 | 令和3年4月 2日（金）～4月16日（金）17:00まで |
| (3) 企画提案書受付期間 | 令和3年4月23日（金）～5月14日（金）17:00まで |
| (4) プロポーザル審査 | 令和3年5月下旬 |
| (5) 審査結果通知 | 令和3年6月上旬 |

4 参加資格

次の（1）から（6）までのいずれかに該当する者は、企画提案を行うことができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により埼玉県における一般競争入札の参加を制限されている者
- (2) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加停止等の措置を受けている者
- (3) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく氏名除外措置を受けている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

- (5) 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者

5 質疑応答の方法

この募集要領に関する質疑は、電子メールに下記の質問書を添付して送付すること。なお、件名は「(企業名・提出日) 中小企業CO₂削減対策見える化支援業務委託に関する質問」とすること。

(1) 提出書類

中小企業CO₂削減対策見える化支援業務委託公募質問書（様式1）

(2) 受付期間

令和3年4月2日（金）～4月16日（金）17：00まで

(3) 提出先

埼玉県環境部温暖化対策課計画制度・排出量取引担当

E-mail : a3030-03@pref.saitama.lg.jp

(4) 回答方法

質疑応答については、温暖化対策課のホームページにおいて、企業名等を伏せて掲載する。

温暖化対策課のURL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0502/index.html>

6 企画提案書の提出

(1) 受付期間及び提出方法

ア 受付期間 令和3年 4月23日（金）～5月14日（金）17：00まで

イ 提出方法 郵送（書留による）とする

ウ 提出先 埼玉県環境部温暖化対策課計画制度・排出量取引担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 第3庁舎2階

(2) 提出書類および提出部数

次のア～カを原本1部、写し5部（合計6部）提出すること。

ア 中小企業CO₂削減対策見える化支援業務企画提案書（様式2）

イ 委託料の見積書

（ア）「2（5）委託予定額」に掲げる上限の範囲内で作成すること。（様式任意）

（イ）経費の内訳表を作成すること。（様式任意）

（ウ）再委託をする場合は、再委託先、再委託内容、金額を明記すること。なお、再委託先の金額が受注者の金額（再委託先の金額を除く）を上回らないこと。

ウ 登記事項証明書（提案日前3か月以内に発行されたもの）

エ 最新決算年度の事業報告書

オ 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税（県内に事業所がある場合）並びに消

費税及び地方消費税の納税証明書

カ 貸借対照表・損益計算書・利益処分計算書及び附属明細書（直近3期）

（3）企画提案の内容

（2）アの企画提案書には次に掲げる事項を記載した書類（様式任意）を添付すること。

ア 本業務の実施体制

次の（ア）及び（イ）の内容を含んだ上で、実施体制を明確に記載する。なお、再委託を予定している場合、その予定事業者についても実施体制を記載すること。

- （ア） 業務に従事する者のうち、「中小企業CO₂削減対策見える化支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）5（3）に記載する資格等を有する者的人数
- （イ） 仕様書5（3）に記載する資格等を有する者の名簿（資格を有することの証明する書類の写しを添付）
- （ウ） イに掲げた業務に従事した者の配置状況

イ 本業務に類する業務の受注実績

過去10年間に国、地方公共団体で実施した地球温暖化対策計画書制度関連業務の受注実績。（国、地方公共団体から直接受注したものに限り、複数の業務実績がある場合は一覧表を作成のうえ、契約書写しなど実績の有無が判断できる書面を添付すること。）

- （ア） 温室効果ガス排出量報告制度又は地球温暖化対策計画書制度の制度設計又は制度運営に係る業務
- （イ） 排出量取引制度の制度設計又は制度運営に係る業務
- （ウ） （ア）及び（イ）以外に本業務に類すると認められる業務

ウ 点検表の作成支援等に係る業務計画

次の（ア）～（キ）の内容を含んだ上で、仕様書4（1）ア及び（2）アに係る業務スケジュールや人員、点検表の回収率向上のための対策等を含む計画を提示すること。なお、平成30年度に実施した「目標設定型排出量取引制度に係る調査・検討業務」において検討した点検項目を参考にすること。

- （ア） 仕様書4（1）ア（ア）の点検項目の追加に関して、印刷業・同関連業、化学工業、プラスチック製品製造業及びパルプ・紙・紙加工品製造業の4業種（産業中分類番号14,15,16及び18）について、追加する点検項目（判断基準を含む）をそれぞれ1程度提示し、併せてその理由を提示すること。
- （イ） 仕様書4（1）イ（イ）において集計・分析を行うために必要な点検表の回収率の目標を設定（80%から100%の間で設定すること）するとともに、目標の設定根拠及び目標を達成するための対策を提示すること。
- （ウ） 点検表への記載内容の精度を確保するために、仕様書4（1）ア（イ）の作成マニュアルに記載すべき事項を2～3つ程度提示すること。なお、提示に当たっては、令和3年度の調査対象である印刷・同関連業等において特に重要と思われる設備を3つ程度選定し、具体的な事例を含めて提示すること。
- （エ） 仕様書4（1）ア（ウ）及び（2）ア（ア）に掲げる調査項目のうち、仕様書4（1）イ及び（2）

イの業務実施にあたって必要な情報や仕様書4（1）ウ及びエの優良事例の選定にあたって審査項目となる情報などとして考えられる事項を、それぞれ2～3つ程度提示すること。

- (オ) 仕様書4（1）ア(イ)及び（2）ア(イ)において、(a)～(g)から特に重要と思われる項目を3つ程度選定し、確認事項及び修正条件を具体的に提示すること。なお、提示する際には、令和3年度の調査対象である印刷・同関連業等の特徴を踏まえたものとすること。
- (カ) 仕様書4（1）ア(オ)の点検表作成支援のための現地訪問調査において、あらかじめ用意を求める資料及び当該資料で確認する項目について、想定されるものを5つ程度提示すること。なお、提示に当たっては、令和3年度の調査対象が印刷・同関連業等であることを念頭におくこと。
- (キ) その他、対象となる事業者の点検表作成やヒアリング調査への対応に係る負担を減らすための対応をそれぞれ提示すること。

エ 点検表の集計・分析の方法

次の（ア）～（イ）の内容を含んだ上で、仕様書4（1）イ及び（2）イに係る具体的な集計・分析の方法を提示すること。

- (ア) 点検表の集計・分析した結果を事業者が活用するにあたって、仕様書4（1）イ(ア)及び（2）イ(ア)の(a)～(f)の中で特に重要と思われる項目を3つ選定し、想定される活用方法について提示すること。なお、提示に当たっては、令和3年度の調査対象が中小企業かつ印刷・同関連業等であることを念頭におくこと。
- (イ) 仕様書4（1）イ及び（2）イで挙げられている項目以外で、CO₂削減分析カルテに含めることがよいと思われる情報を提示すること。なお、提示に当たっては、令和3年度の調査対象が中小企業かつ印刷・同関連業等であることを念頭におくこと。

オ 優良事例の選定手順及び事例集の作成

次の（ア）～（オ）の内容を含んだ上で、仕様書4（1）ウ及びエに係る具体的な選定手順と仕様書4（1）オにおいて事例集に含めるべき項目を提示すること。

- (ア) 優良事例の選定するにあたって留意すべき事項を3つ程度提示すること。なお、提示に当たっては、調査対象が中小企業であることを念頭におくこと。
- (イ) 一般管理項目、運用改善対策、設備更新を伴う対策のそれぞれについて、同業他社に展開できる事例として考えられるものとその理由を提示すること。なお、提示に当たっては、調査対象が中小企業かつ食料品製造業等であることを念頭におくこと。
- (ウ) 仕様書4（1）ウ(ウ)(a)～(e)で挙げられている調査項目のうち3つ程度選定し、その項目ごとに具体的な調査内容（確認する書類・設備など）を提示すること。
- (エ) 中小規模事業所にも事例として展開することを踏まえて、事例集作成に当たってあらかじめヒアリングすべき項目を3つ程度提示すること。
- (オ) 仕様書4（1）オの(オ)として考えられる情報を提示すること。

カ その他

ア～オ以外に提案者に特筆すべき実績や能力等がある場合は記述すること。

7 審査方法等

(1) 審査方法

委託先候補者の選定にあたっては、県が設置する「中小企業CO₂削減対策見える化支援業務審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、提出された企画提案書・提案内容等を総合的に評価し、評価が最も高かった提案者を委託先候補者として選定する。ただし、応募者多数の場合には1次審査を行い、1次審査を通過した者だけを審査委員会で審査するものとする。選定にあたって審査委員会から企画提案書提出者へ質問を行った場合は、企画提案書提出者は誠実に回答するものとする。

なお、審査委員会が決定した場合は、上記方法以外により審査を行うことができる。

また、企画提案書を提出した者が1者のときは、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

(2) 審査基準

事業提案を審査する基準は概ね次のとおりとする。

審査項目	審査内容
事業の遂行	ア 経営が安定しており、運営能力があるか。 イ 地球温暖化対策計画制度又はその関連業務の実績はあるか。 ウ 業務を円滑に行う人材・技術を有しているか。
点検表の作成支援等 に係る業務計画	ア スケジュールと体制は妥当か。 イ 作成マニュアル、提出された点検表の確認事項及び現地訪問での確認事項は、点検表の精度を確保するために適切なものとなっているか。 ウ 点検時に行う調査内容は、CO ₂ 削減分析カルテの作成や優良事例の選定に有用なものと認められるか。 エ 事業所の負担に配慮されたものとなっているか。
点検表の集計・分析 の方法	ア CO ₂ 削減分析カルテの活用方法は、対象事業所にとって有用なものと認められるか。 イ CO ₂ 削減分析カルテの項目は、対象事業所にとって有用なものと認められるか。
優良事例の選定手順 及び事例集の作成	ア 留意事項は優良事例を選定するにあたって、中小企業の特徴を踏まえた適切なものとなっているか。 イ 挙げられた事例は優良事例として、中小企業や業種等の特徴を踏まえた適切なものとなっているか。 ウ 調査項目は優良事例の選定にあたって適切なものとなっているか。 エ ヒアリング項目は事例集を作成するにあたって、適切なものとなっているか。

	オ 事例集に含む情報として挙げたものは、中小規模事業所を含む同業他社が取り組みを進めるにあたって有用なものと認められるか。
見積価格	ア 本業務に関する経費が適切に計上され、かつ過不足なく積算されているか。

8 事業者の決定

提出された企画提案書・提案内容等により総合的に評価された審査委員会の審査結果を参考に、事業者を決定する。審査結果は応募者に対し書面により通知する。

9 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ② 「4 参加資格」に該当しないことが確認された場合

10 留意事項

(1) 提案書類に係る著作権の取扱い

- ① 提案書類に係る著作権は応募者に帰属し、県は本業務遂行にあたってのみ提案書類に記載されたデータを使用できるものとする。なお、提案書類は返却しない。
- ② 落選した応募者の提案書類および提案に記載されたデータ等は非公開とする。

(2) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 複数の提案の禁止

応募は1事業者あたり1点とし、複数の提案書の提出は行うことができない。

(4) 資料の貸与

必要に応じて仕様書に記載された過去の委託業務に係る資料を、所定の手続を経て県庁内で閲覧することを可能とする。資料閲覧を希望する者は、「11 担当窓口」にあらかじめ連絡の上、訪問日時を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、情報セキュリティ保護等の観点から提示できない場合がある。

11 担当窓口

埼玉県環境部温暖化対策課計画制度・排出量取引担当

〒330-3901 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

E-mail : a3030-03@pref.saitama.lg.jp

電話 048-830-3044 ファクス 048-830-4777